

総行住第22号
平成27年3月3日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

引越しの際の住民票の異動の周知について（依頼）

氏名、住所、生年月日等の住民基本台帳の情報は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などの行政サービスの基礎となる重要な情報です。

また、今年10月以降、社会保障・税・災害対策の手続きの際に必要なマイナンバーが住民票の住所に通知されることとなっています。

このため、住民基本台帳の記録の正確性を確保することが必要であり、引越しの際に住所を異動される者に住所変更の届出を促す必要があります。

高等学校の生徒については、高等学校を卒業後、地元を離れ大学等に進学する者も多いため、正確な住所変更の届出が行われるよう、周知紙（別添1）を高等学校の進路指導室や高校3年生等の教室等に掲示するなどして周知いただくよう、特段のご配慮をお願いいたします。併せて、生徒に周知する機会がある場合には、趣旨（別添2）についてご説明いただくようご配慮をお願いいたします。